目

次

示

告

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

道路の供用開始

公 示

公共測量の実施 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

指定自立支援医療機関の変更届出 指定自立支援医療機関の指定 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

落札者等に関する公示

同

会 計 課) 五五) 五 五 二

類の道

道 路維持課) 五四五

(身体障害者更生相談所) 五四五

(商業・金融課) 五四七 (環境生活政策課) 五四七

地 課 五五〇

(身体障害者更生相談所) 五五〇 街 路公園課)五五〇

> 平成二十六年八月二十二日 第 二千五 百 七 + 四

号

金曜日

告

示

岐阜県告示第五百十六号

用を開始するので告示する。 **道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供**

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十六年八月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

| 道 | 種路 |
|---|-------------------------------------|
| 瀬門 和 戸佐 線 | 路 線 名 |
| 番三地先まで ・ カーカニ五 ・ カーカニ五 ・ カーカニ五 ・ カーカニ五 ・ カーカニ五 ・ カーカニ五 ・ カーカニカーカニカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカ | 区 |
| - 九 元 五 六 | 間 |
| 0 •tt | ル (延 (メート ト長 |
| 宗平 ・成 ・ 三 | の期日 |
| 三平三平 | ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考 |

県

岐阜県告示第五百十七号

師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則 (平成五年岐阜県 規則第九十号)第五条の規定により告示する。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項に規定する医

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

発行

平成二十六年八月二十二日

| _ | 第25 | 7 4 | 号 | | | | dis | 支 | 阜 | ļ | Į | 公 | 報 | | 7 | 严成 2 | 6 年 8 | 8月 2 | 2日 | (54 | 6) |
|---|--------------------|-----------|--------------------|-------------------|----------------|---|-----------------|----------|------|-------|-------|---------------------|--------------------|---------------|------|----------------|--------------|-------------------|------------|----------------------|--------------|
| | 内 | 整形外孔 | 神経内 | 脳神経外科 | 外 | 内 | 外 | 呼吸器内科 | 整形外部 | 腎臓内 | 眼 | 形成外科 | 外 | 科臓血管外 | 小児 | 循環器内 科 | | 腎臓内 | 担当科目 | | 平成 |
| | 科廣 | 科野 | | | 科太 | 科寺 | 科松 | | 科新 | 科三 | 科大 | 科風 | 科池 | | 科増 | | | 科伊 | 目医 | | 平成二十六年八月二十二日 |
| | 廣 田 俊 | 野澤 | 和座 | 安藤弘 | 太田俊 | 寺倉大 | 松井雅 | 今井 | 新井哲 | 三村哲 | 大岩和 | 風戸 | 池庄司浩臣 | 金田英 | 増江道 | 井戸 | | 伊藤尚 | 一師氏名 | | 并 八 月 |
| | 俊夫 | 聡 | 雅浩 | 弘道 | 俊介 | 大志 | 雅史 | 直幸 | 哲也 | 哲史 | 和博 | 孝夫 | | 英巳 | 道哉 | 實久 . | | 尚 子 | | | + |
| | 険津保川診療所 関市国民健康保 | 院別市立身洲布 | を 製す 工会製物 | テーション病院各務原リハビリ | 院明とうのう病 | 同 | 西美濃厚生病院 | 同 | 同 | 同 | 同 | 病院 岐阜県立多治見 | 同 | 同 | 同 | 木 沂記念病院 | | 郡上市民病院 | 勤務 | | Н |
| | 関市富之保 九五六 | 美濃市中央四 三 | 同 | 八 二各務原市鵜沼山崎町六 | 五可児市土田一二二二 | 同 | 六 養老郡養老町押越九八 | 同 | 同 | 同 | 同 | 六一 多治見市前畑町五 一 | 同 | 同 | 同 | 井五九〇 | 美濃加茂市古井町下古 | 称上市八幡町島谷一二 | 場所 | 岐阜県知事 古田 | |
| | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | F | 1 | 平成宗 中六 | 指定年月日 | 肈 | |
| | 整 形 外 科 | 内科 | 外科 | 眼科 | 整形外科 | 脳神経外科 | 眼科 | 呼吸器科 | 循環器科 | 内科 | 循環器内科 | 同 | 内科 | 外科 | 泌尿器科 | 脳神経外科 | 整形外科 | 循環器内科 | 内科 | 外科 | 循環器内科 |
| | 夏目 | 真鍋 | 榊原 | 大竹 | 藤岡 | 恒内 | 栗本 | 西永 | 船曳 | 重松 | 山本 | 浅野 | 德 永 | 山 﨑 | 菅原 | 野中 | 佐竹 | 今井 | 小原 | 大本 | 加藤 |
| | 英 雄 | 孔透 | 巧 | 慎也 | 克博 | 孝史 | 英 里 | 侑子 | 純哉 | 里松ちさと | 崇之 | 昇 悟 | 周二 | 順久 | 崇 | 裕康 | 崇志 | _ | 功輝 | 孝一 | 大貴 |
| | 夏目整形外科 | 真鍋内科 | 南会佐久間医院 医療法人社団図 | 岐南眼科 | 大垣徳洲会病院 | 洋会垣内病院医療法人社団厚 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 合東海中央病院 公立学校共済組 | ク 関ケ原クリニッ | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 高山赤十字病院 | 院上岐市立総合病 | 多治見市民病院 |
| | 多治見市錦町三 四 | 関市寿町一 一二三 | 海津市平田町蛇池九五 | 一四九 羽島郡岐南町下印食一 | 一 大垣市林町六 八五 | 一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 六 二 各務原市蘇原東島町四 | ケ原三一〇七一一不破郡関ケ原町大字関 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 高山市天満町三 一一 | 七〇三 二四 土岐市土岐津町土岐口 | 三多治見市前畑町三 四 |
| | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

公

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十六年八月二十二日

古 田

岐阜県知事

申 特定非営利活動法人の名称 ・請のあった年月日 特定非営利活動法人すまいるはうす 平成二十六年七月十四日

主たる事務所の所在地 の 氏 名 河田 道敏 岐阜県岐阜市東改田三六九番地

Ξ 四 五

定款に記載された目的 業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域 この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事

の中に確立し、地域福祉の増進を図るとともに、社会全

体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

岐

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事

申請のあった年月日 平成二十六年七月十四日

氏

(547)

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃情報ネットワーク

たる 事務所の所在地 岐阜県多治見市新町一丁目二三番地

古 田

> 定款に記載された目的 この法人は、 地域住民が行う自由な社会貢献活動に対

五

業能力の開発と雇用機会の拡充に努め、豊かな東濃地域 産業等の高度情報通信技術の向上を図り、そのための職 福祉・健康・教育・環境・街づくりのために、地域

促進するとともに、公益の増進に寄与することを目的と を中心とした情報文化社会の実現と、その健全な発展を

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事

古

田

申請のあった年月日 平成二十六年八月一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人田舎暮らし応援ネットざふ

代 の 氏名 木全 義則

主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市千旦林一九四番地の六

四 Ξ

五

定款に記載された目的 この法人は、田舎住まいを希望する人に対し、岐阜県

内での移住・居住を応援し、岐阜県内の中山間地域の活

性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、 **大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模** 次のとおり同条第三項において準用する同法第五

業・金融課において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商

四

変更した事項

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年八月二十二日

届出年月日

届出者の氏名又は名称 平成二十六年八月六日

建物の名称及び所在地 株式会社クスリのアオキ

Ξ

クスリのアオキ岐阜県庁前店 岐阜市今嶺二丁目五番一号

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ岐阜県庁前店

(変更後) クスリのアオキ岐阜県庁前店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 青木保外志

岐

変更後) 代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

業・金融課において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

岐阜県知事

古

田

平成二十六年八月六日

届出者の氏名又は名称

建物の名称及び所在地

株式会社クスリのアオキ

Ξ

岐阜市中二丁目一七二 クスリのアオキ西郷店

変更した事項

四

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ西郷店

(変更後) クスリのアオキ西郷店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

業・金融課及び西濃振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

届出者の氏名又は名称 平成二十六年八月六日 株式会社クスリのアオキ

届出年月日

クスリのアオキ中野店 建物の名称及び所在地

大垣市中野町三丁目三六番

変更した事項

四

大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) (変更後) クスリのアオキ中野店 (仮称) クスリのアオキ中野店

(変更前) 代表取締役 変更後) 代表取締役 青木保外志 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

業・金融課において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古

田

建物の名称及び所在地 クスリのアオキ岐阜羽島駅前店 株式会社クスリのアオキ

Ξ

四 変更した事項

羽島市舟橋町八丁目一番

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ岐阜羽島駅前店

(変更後) クスリのアオキ岐阜羽島駅前店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 (変更後) 代表取締役 青木宏憲 青木保外志

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

業・金融課において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 見書を提出することができる。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十六年八月六日

届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ

Ξ 建物の名称及び所在地 クスリのアオキ東島店

届出者の氏名又は名称 平成二十六年八月六日 届出年月日

四 変更した事項 各務原市蘇原東島町三丁目五五番

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ東島店

(変更後) クスリのアオキ東島店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

公共測量の実施

四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から次のとおり 公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事

古 田

育成医療・更生医療に係るもの (病院・診療所)

科かい矯正歯 名 称 内九 六三 羽島市竹鼻町丸の 所 在 地 矯正歯科 の種類 をする医療 を持つよう 歯科矯正 の援自 種医立 類療支 更育 生成 **吴平** 小 ・ が 年指 月 日定

Ξ

作業期間

公共測量

(水準測量)

作業種類

国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所

四

作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

同 二十七年三月二十日まで 平成二十六年十月一日から

駅東地区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があっ 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二十八条第一項の規定により、岐阜

| サンエイ薬局 | マルワ薬局 | 前薬局 前薬局 が 変に が 変に が 変に が の の の の の の の の の の の の の の の の の の | ユタカ薬局羽島丸の内 | 名称 |
|------------|----------------|---|---------------------------|---------------|
| | | 院 | 内 | |
| 多治見市栄町二 二九 | 多治見市脇之島町六 三〇 二 | 羽島郡笠松町田代二〇一 | 羽島市竹鼻町丸の内七 六〇 | 所 在 地 |
| 同 | 同 | 同 | 育成・更生 | 医療の種類自 立支 援 |
| 同 | 同 | 同 | 吴平 ・成 ・ ・ | 年指 月 日定 |
| | | | | |

たので、 同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

理事長の氏名 丹羽 孝明

理事長の住所 岐阜市福光西一丁目一二番二一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 指定自立支援医療機関の指定

第六十九条の規定により公示する。 |十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法 平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

| 551 | 平成 26 年 8 2 | H 22 E |
|------|-----------------------------|----------------|
| 33 I | +-13%. 20 +-0 | <i>1</i> 722 [|

| れんげ薬局 | 瑞穂市重里字高瀬二〇〇一 | 同 | 同 |
|--------------|-------------------|---|---|
| 安藤薬局 | 多治見市白山町五 九 | 同 | 同 |
| たから調剤薬局 | 多治見市宝町一〇 一七 一 | 同 | 同 |
| 伊佐地薬局 | 多治見市精華町二九二 | 同 | 同 |
| アイセイ薬局大垣南店 | 大垣市築捨町五 六九 一 | 同 | 同 |
| すみれ調剤薬局 | 可児市下恵土五五〇〇 一 | 同 | 同 |
| 二コ二コ調剤薬局関店 | 関市西本郷字笹島一二八 一 | 同 | 同 |
| 幡店電子の調剤薬局郡上八 | 郡上市八幡町稲成三〇一 一三 | 同 | 同 |
| 松店のおりである。 | 羽島郡笠松町北及一六七二 一 | 同 | 同 |
| クオー ルみどり薬局 | 五六〇美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五 | 同 | 同 |

(訪問看護事業者等)

| かも |
|---|
| の 則竹ピルディングーニ 四階 育成・更生の八 美濃加茂市太田町二四八一 一 育成・更生の 所 在 地 医療の種類 |
| 竹ピルディングー三 四階 一 育成・更生 |
| ツー三 四階 育成・更生 医療の種類 |
| 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| ・更種類 |
| ・更種類 |
| 吴平 年指 |
| · , 成 - 日定 |

指定自立支援医療機関の変更届出

二十三号) 第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

平成二十六年八月二十二日

ので、同法第六十九条の規定により公示する。

育成医療・更生医療に係るもの

岐阜県知事 古 田

(病院・診療所)

| 同 | 温泉病院 岐阜県立下呂 | 名称 |
|------|----------------------|---|
| 同 | 下呂市森二二一一 | 所 在 地 |
| 整形外科 | 腎臓内科 | る 療を 担 接 担 援 医 と を 担 送 と を と も を と も を も を も を も を も を も も も も も も も も も も も も も |
| 整形外科 | 腎臓 | の種類と担当しよう |
| 同 | 更育 生成 ・ | の援自 種医立 類療支 |
| 同 | 吴平 克成 五 | 年変 月 日更 |

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田

- 調達物品の名称及び数量 免許情報ファイリングシステム機器等のリース | "共
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- ω 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第 8号該当
- 契約の相手方を決定した日 平成26年6月20日
- 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号

G

NECキャピタルソリューション株式会社中部支店

支店長 星野 和隆

- **契約金額** 34,613,568円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
- 所 柏 뇗 岐阜市薮田南二丁目1番1号

2

平成二十六年八月二十二日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社